

令和5年度 市・県民税 申告パンフレット

令和5年度の市・県民税の申告相談を**令和5年2月16日(木)から3月15日(水)**までの期間に笠間市役所本所で行います。これは令和4年中に得た収入を申告していただくものです。この内容が令和5年度の**市・県民税や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料**などの算定基礎となります。また、所得・課税証明などの諸証明もこの申告に基づいて発行されますので、申告する方は、期間内に申告してください。(令和4年分確定申告についても同期間で行います。)申告の内容によっては、水戸税務署にご案内する場合があります。

◆ **申告会場** 笠間市役所本所 教育棟 2階

◆ **申告期間** 令和5年2月16日(木)～3月15日(水)

※土・日・祝日は除きます。 今年の日曜申告は、2月26日(日)のみ開場します。

◆ **申告時間** 午前9時～午後5時

◆ **受付内容** 住民税申告、一般的な所得税申告 (P2右下参照)

市役所での申告は「予約」が必要です

専用ホームページと専用ダイヤルから予約・変更ができます

希望する日時の前日までに、新規・変更予約の手続きをお願いします。電話予約は混雑しやすいため、スマホやパソコンからできるインターネット予約の方がスムーズです。ご家族の方が代理で予約することもできます。

《予約・変更の受付期間》

令和5年2月7日(火)～3月15日(水)

●予約専用ホームページ…24時間受付

(2月7日(火)は9:00～)

URL : <https://city-kasama.revn.jp/>

予約専用サイトは市のホームページからご覧いただけます。

●予約専用ダイヤル **TEL : 050-5443-6478**

※平日9:00～17:00 なお、2月26日(日)の日曜日は受け付けします。

予約は2週間先の日まで可能です。

例：2月7日(火)時点 2月21日(火)まで可。
2月8日(水)時点 2月22日(水)まで可。
3月1日(水)時点 3月15日(水)まで可。

予約日時・
予約番号を
お控えください

【QRコード】



期日・時間帯を指定して事前に通知する方について

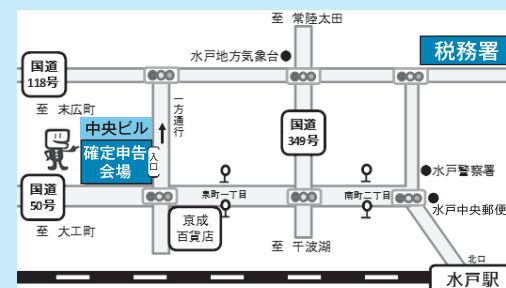
◎原則、昨年度笠間市で申告された方で、今年度も申告の義務があると見込まれる方については、お一人ずつ期日・時間帯を指定して事前にはがきで通知します。(令和5年1月27日(金)発送予定)

予約日時の指定のある方	指定された時間内に受付をお済ませください。
予約日時が指定されていない方 (はがきに****と記載がある方)	令和4年中の収入を申告する必要があるかどうかご判断いただき、申告される方は、上記予約専用ホームページ等から予約してください。
予約日時を新規で取りたい方 または変更したい方	上記予約専用ホームページ等から予約してください。
指定日時をキャンセルしたい方	キャンセルのご連絡は不要です。

《お問い合わせ先》笠間市役所税務課 0296-77-1101 (岩間地域0299-37-6611)

【水戸税務署から確定申告のお知らせ】

◇ 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします。



【確定申告及び会場に関するお問い合わせ先】

水戸税務署
☎ 029-231-4211

※自動音声案内に従い該当の番号をお選びください

※中央ビルには駐輪場及び無料駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

【確定申告会場の開設期間】

期間	受付時間	申告会場	対象の方
2月15日以前	午前9時～午後4時	水戸税務署庁舎	還付申告の方
2月16日～3月15日		中央ビル4階(水戸市泉町2-3-2)	全ての方

【注意事項】

- 1 贈与税の申告相談は、2月1日からです。
- 2 土、日及び祝日は開場しませんが、2月19日と2月26日の日曜日は開場します。
- 3 スマホをお持ちの方は、会場において、ご自身のスマホを利用して申告書を作成していただきます。
- 4 会場に来場される際は、マスクを着用していただき、少人数でお越しください。
- 5 入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある方は入場をお断りします。
- 6 午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。
- 7 2月16日～3月15日の間は、水戸税務署庁舎で申告相談を行いません。
- 8 会場への入場には、当日配付または、「国税庁LINE公式アカウント」から事前に発行される「入場整理券」が必要です。



- 確定申告書の用紙の送付を希望される場合は、水戸税務署までお問い合わせください。
- **税務署受付印の付いた申告書控えが必要な場合は、税務署で申告をしてください。**
※返信用封筒(切手貼付)を同封すれば郵送も可。
- 確定申告の内容についてのご質問は、水戸税務署までお問い合わせください。

所得税の還付申告は、混雑を避けましょう

所得税の還付申告は、新型コロナウイルス感染拡大防止のためにも、自宅等からできる下記のe-Taxでの申告をお勧めします。

e-Tax 確定申告書の作成・送信は自宅で国税庁のホームページから！

こんな方におすすめです！

☆ 年末調整済の給与所得者で、寄附金控除(ふるさと納税)・医療費控除・扶養親族の追加を申告する方など

／チャレンジしてみませんか？／

スマホ、パソコンから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！

確定申告

検索

スマホの方は
こちらから



なお、還付申告の提出は、申告期間中だけでなく3月16日以降でもe-Taxまたは水戸税務署で受け付けております。

新型コロナウイルス感染予防対策について

笠間市では、申告実施に際し、来場者と職員の安全を確保するため、感染症予防対策をしております。皆様におかれましても**必要最小限の人数で来場する、マスクを着用する**などの感染症予防対策のご理解とご協力をお願いいたします。

発熱や風邪症状がみられる方の入場は、お断りしております。また、3密回避のため、早目のご来場はお控えください。

農業・営業等の収支内訳書や医療費控除等の明細書の作成は、事前に済ませてください。
作成が済んでいない場合は、申告相談を受けられません。

医療費控除は、支払った医療費等が戻るものではありません。

※ 医療費控除とセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）は、いずれか一方の選択適用になります。
その後の更正の請求・修正申告で適用を変更することはできません。

$$\text{医療費控除額 (最高200万円)} = \left(\text{医療費合計} - \text{保険等で補てんされた金額} \right) - \text{10万円または所得の5\% いずれか低い方}$$

令和4年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所

笠間市中央三丁目2番1号

氏名

笠間 太郎

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。
※医療保険者等が発行する医療費の額を通知する書類で、次の6項目が記載されているものとします。
(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)
①被保険者の氏名、②診療を受けた年月、③療養を受けた者、
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1)医療費通知に記載された医療費の額

165,000

(2)(1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額

ア50,000

(3)(2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額

イ20,000

2 医療費通(上記1以外)の明細

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額	(5)(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
笠間 太郎	〇〇病院	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入	9,400	0
同上	△△クリニック	☐ 診療・治療 ☐ 医薬品購入	10,500	0
同上	□□薬局	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入	5,000	0
笠間 花子	〇〇病院	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入	50,000	30,000
同上	△△診療所	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入	12,000	0
同上	◇◇薬局	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入	6,100	0
		☐ 診療・治療 ☐ 医薬品購入		0

2 の 合 計

医 療 費 の 合 計

6A(ア+イ)

7B(イ+エ)

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	円
保険金などで補てんされる金額		
差引金額 (A-[B]-C)	(マイナスのときは0円)	
所得金額の合計額		8
[D] × 0.05	(赤字のときは0円)	
[E]と10万円のいずれか少ない方の金額		
医療費控除額 ([C]-[F])	(最高200万円、赤字のときは0円)	

申告書第一表の「所得金額」の合計額の欄を転記します。
(注) 2の場合には、それぞれの金額を加算します。
・退職所得及び山林所得がある場合、・・・その所得金額
・ほかにも申告分離課税の所得がある場合、・・・その所得金額
(特別控除前の金額)
なお、損出申告の場合には、申告書第四表(損出申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の金額を転記します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

※ 詳しくは、国税庁ホームページもしくは国税庁発行の資料をご確認ください。

申告の義務がない人

- 所得が無く、同一世帯の方の扶養になっている方
- 給与所得のみで年末調整が済んでおり、勤務先から市役所に「給与支払報告書」が提出されている方
- 公的年金(障害年金・遺族年金は除く)収入合計が400万円以下で他の所得が20万円以下の方(確定申告不要制度)

※ただし、次のいずれかに該当する方は、申告が必要です。

- 扶養控除や医療費控除等の追加をしたい方
- 所得証明書等税関係の諸証明が必要な方
- 国民健康保険、後期高齢者医療に加入している方およびその世帯主
- マル福・児童福祉・障害福祉サービス等を受ける方、国民年金保険料の免除等を希望する方

コロナ感染予防のため、市・県民税申告書の郵送での提出にご協力ください

昨年度の申告状況等を参考に、簡易な市・県民税申告をすると見込まれる方に、1月下旬、申告書用紙を送付しますので、税務課まで提出ください。「申告書が届かない」＝「申告不要」ではありませんのでご注意ください。ただし、「収入が増えた」等により、所得税の申告が必要になった方は、確定申告を行ってください。

※税務署で申告、e-Tax で申告する方は P4へ

【市役所で申告する方へ】

水戸税務署から配付される令和4年分の各種書類は、1月下旬から、本所税務課および各支所地域課の窓口を設置します。
なお、配付枚数には限りがあるため、国税庁ホームページからのダウンロードまたは税務署にお問合せください。

申告に必要なもの

- 1** 口座のわかるもの(本人名義)
- 2** 本人確認書類
「マイナンバーカード」または「身元確認書類(運転免許証など)」と「番号確認書類(通知カードなど)」
- ◎ マイナンバーカード(顔写真入りのもの)があれば、本人確認(身元確認と番号確認の両方)が可能です。

※ 申告者本人だけでなく、控除対象の配偶者・扶養親族・専従者の個人番号（マイナンバー）の記載も必要になりますので、ご持参ください。

3 利用者識別番号(取得している方)

4 税務署または市役所から届いた申告についての はがき(受け取った方)

- 5 申告する所得の種類に応じた必要な書類等**
令和4年中の収入・支出についてわかるもの

主な所得の種類	主な必要書類
営業・農業・その他の事業、不動産所得等のある方	・収支内訳書または収入や経費のわかる帳簿および書類等 ・減価償却資産に係る領収書
給与所得のある方	令和4年分の源泉徴収票（必須） （源泉徴収票がない場合は、働いた日数や日額等のわかる書類）
年金を受給している方	令和4年分の源泉徴収票（必須）
退職所得のある方	令和4年分の源泉徴収票（必須）

- ## 6 控除に必要な証明等
- 令和4年中に支払った国民健康保険税や国民年金などの社会保険料、生命保険料(一般・介護医療・個人年金)、地震保険料等のほか、寄附金控除、障害者控除(下記参照)

寄附金控除

- ◎ 控除対象の寄附であることを証明するもの
- ◎ 寄附先が発行する領収書等（振込みの場合は受領書）
- ※ ふるさと納税のワンストップ特例を申請された方でも必ず全ての「寄附金控除証明書」を持参してください。

障害者控除

- ◎ 障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定証※
など
- ※ 要介護（要支援）認定を受けている 65 歳以上の方で福祉事務所長が認定する者に対して発行されます（要申請）。

申告をしなければならない人

令和5年1月1日現在、笠間市に住所がある方で、
令和4年中（1月1日から12月31日までの1年間）
に次のような所得のあった方です。

The diagram illustrates the classification of income into five categories, each represented by a light blue box with a white border. The boxes are arranged in a grid-like fashion, with the first row containing two boxes, the second row containing two boxes, and the third row containing one wide box centered under the others.

- 営業、農業、
その他の事業所得
- 不動産所得
(貸地・貸家・駐車場等)
- 一時所得
(生命保険等の満期等)
- 2ヵ所以上からの
給与所得
- 退職所得
(源泉徴収されないもの)
- 雑所得
(公的年金・個人年金・
原稿料・講演料など)
- 譲渡所得 (土地や家屋
等売り渡した所得)

- 給与所得以外に農業、不動産、雑所得などの所得のある方(農業、不動産、雑所得等が 20 万円以下で所得税の申告はしなくてよい場合でも、市・県民税の申告はする必要があります)。
- 給与所得のみでも、勤務先から市役所に「給与支払報告書」を提出されていない方

市役所で受けられない申告

- ☐ 株式などの譲渡所得の申告
- ☐ 株式などの配当所得の申告
- ☐ 外国税額控除の適用を受ける申告
- ☐ 準確定申告（亡くなった方の申告）
- ☐ 住宅ローン控除（初年）
- ☐ 交換・買換の特例適用を受ける、土地・建物の譲渡所得
- ☐ 先物取引 ☐ 山林所得 ☐ 雑損控除
- ☐ 住宅耐震改修特別控除および住宅特定改修特別控除（省エネ改修工事、バリアフリー改修工事など）の適用を受ける申告
- ☐ 青色申告
- ☐ 他の税務署管轄のもの
- ☐ 令和3年分以前の確定申告、修正申告および更正の請求
- ☐ 国外に居住している親族を扶養親族とする申告
- ☐ 相続等により生命保険等の年金を受給される方
- ☐ 確定申告書控えに税務署受付印が欲しい方
- ☐ 相続税 ☐ 贈与税 ☐ 消費税

※税務署で申告、e-Tax で申告する方は P4 へ